

4 労働局合同改正次世代育成支援対策推進法説明会実施要綱

1 趣 旨

次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）が改正され、平成 21 年 4 月 1 日から一部施行されている。

このため、各都道府県労働局では、改正次世代法の周知徹底を図っているところであるが、今般、事業主等の利便性を図り、広く参加の機会が得られることを目的として、事業所の所在地や勤務地等に関係なく最寄りの会場の説明会に参加できるよう、企業の経済活動に関連の深い 4 都道府県労働局が連携し、改正次世代法の説明会を合同で実施することとする。

2 実施方法

埼玉、千葉、東京、神奈川の各労働局が、5 月下旬から 6 月中旬に各局において 4 労働局内の対象者を対象とした説明会を開催する。

3 内 容

- (1) 次世代育成支援対策推進法の改正について
- (2) 一般事業主行動計画策定・変更届について
- (3) 改正次世代法に基づく認定基準及び認定申請について

4 対象者

事業主、職業家庭両立推進者、労働者、その他

5 開催日時

〔埼玉会場〕 平成 21 年 6 月 17 日（水）14：00～
さいたま市中央区新都心 11 - 2
ランド・アクシス・タワー 14 階 雇用保険説明会場会議室

〔千葉会場〕 平成 21 年 6 月 4 日（木）14：00～
千葉市中央区中央 4 - 17 - 8 千葉県自治会館大会議室

〔東京会場〕 平成 21 年 5 月 28 日（木） 第 1 回 10：00～
第 2 回 14：00～
港区芝 5 - 35 - 3 女性と仕事の未来館 4 階ホール

〔神奈川会場〕 平成 21 年 6 月 5 日（金） 第 1 回 10：00～
第 2 回 14：00～
横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 1 階共用第 1 会議室

6 その他

- ・各会場とも、説明会後相談会を実施する。